

2019 年 4 月 5 日

企業会計基準委員会「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

○質問 1 【開発にあたっての基本的な方針】について

回答	理由
・ 時価算定および開示の品質向上に資するという検討の目的は理解できる。 ・ しかし、次の点について、十分に留意いただきたい。 ➤ 本基準の適用開始までに、十分な準備期間を設けること。このため、質問 9 - 1 への回答のとおり、現時点の案「原則 2020 年度の期初から適用」には反対。少なくとも、1 年は後ろ倒し（2021 年度期首から適用。2021 年度末からも可能とする）してほしい。 ➤ 同一の金融商品について各行の判断によって差異が発生しないように、レベル分けの考え方や具体的な開示例について、より詳細に記述いただきたい。また、国内外の適用状況・事例・課題等の情報提供など、十分な周知を行っていただきたい。	・ 多額の金融資産を有する銀行において、事務フローの確立やシステム対応に相応の時間を要するため。 ・ 銀行はデリバティブ商品を顧客に提供する立場でもあり、顧客に時価情報を分かりやすく提供・説明できる体制も整えなければいけないため。 ・ 各行の実務に混乱やばらつきが生じないようにするため。また、比較可能性を向上させるため。

○質問5【時価の算定方法】について

回答	理由
・時価のレベル分けにおける「活発な市場における相場価格」について、東証以外の株式市場の上場銘柄、国債以外の国内債券、外国債券、REITは含まれるのかなど、具体的な内容の明記や設例の記載などにより、基準を明確にしてほしい。	・基準を明確にし、各行の実務に混乱やばらつきが生じないようにするため。また、比較可能性を向上させるため。
・時価のレベル分けの考え方について、可能な限り具体的な例を記載してほしい。例えば、適用指針（案）の結論の背景第36項、第38項に、レベル2・3のインプットの例が示されているが、主に市場で観測されるデータ等についてのものである。有価証券や貸出金の時価を算定する際に使用する「倒産確率」や「倒産時の損失率」等のインプットも例の中で示してほしい。	・基準を明確にし、各行の実務に混乱やばらつきが生じないようにするため。また、比較可能性を向上させるため。
・「インプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する」とあるが、「重要な影響を与える」の定義を明確化してほしい。	・「重要な影響を与える」の定義が不明確であると、同一の金融商品であっても、各行の開示に差異が生まれる可能性があるため。 ・また、異なるレベルのインプットを複数用いて資産や負債の時価を算定する場合、当該時価をどのレベルに区分すべきか判断できない可能性もあるため。

回答	理由
・デリバティブ取引の時価の算出にあたり、CVA（Credit Valuation Adjustment）、DVA（Debt Valuation Adjustment）について、従来のJICPAの金融商品会計に関する実務指針（第293項）では、重要性があると認められる場合を除いてCVA・DVAを考慮しないとする取扱いも認められていたが、同実務指針から時価算定に関する記載が広範にわたり削除された。また、ASBJの公開草案では本件について明確な記載はない。会計基準または実務指針において、従来の取扱いと同様に、「重要性があると認められる場合を除いて考慮しないことができる」旨を明記していただきたい。	・CVA・DVAを算出するには、事務フローの確立やシステム対応などで多大な実務負担を要し、たとえ当協会の要望どおり適用時期が1年程度後ろ倒しされたとしても対応することは困難であるため。 ・加えて、CCPへの清算集中が進む中で、CVA・DVAを考慮する取引は、各行にとって「重要性があると認められる」取引に該当する可能性が低いため。
・「第三者から入手した相場価格の利用」について、第三者（ブローカー等）から入手した相場価格の利用にあたっては、当該価格が妥当なものであることの検証が求められる。この点については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」の第42項にも触れられているが、当該項の記載では不十分で、より具体的な検証方法を明記してほしい。	・基準を明確にし、各行の実務に混乱やばらつきが生じないようにするため。また、比較可能性を向上させるため。

・ 第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断（検証）することについて、例えば天候デリバティブ等については、第三者からの評価技法とインプットの内容の入手やインプット・評価技法の適切性検証が実務上不可能であると想定されるが、その場合にどのような判断（検証）の手続きが認められるのかを例示していただきたい。	・ 同上
---	--

○ 質問 7 【市場価格のない株式等の取扱い】について

回答	理由
・ 「『時価の算定に関する会計基準（案）』等の公表」の 8 頁に、「市場価格のない株式等に含まれないもの」と記載があるが、これは、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」のうち「市場価格のない株式等」以外のものを指すという理解でよいのか。	・ 明確化のため。

○質問 8 - 1 【開示に関する質問】について

回答	理由
・ 質問 5 への回答のとおり、時価のレベル分けの考え方について、可能な限り具体的な例を記載してほしい。 ・ 特に、貸出金のレベル 3 の開示・検証は、現状の開示例では、どのように作成すればよいか分かりづらい。	・ 基準を明確にし、各行の実務に混乱やばらつきが生じないようにするため。また、比較可能性を向上させるため。
・ 投資家に対して、レベル 3 の資産について、流動性が低い、あるいは資産の内容が不透明等の誤った認識を与えないよう、A S B J による事前の十分な周知等を行ってほしい。	・ 投資家の理解を深め、新基準適用開始時の市場の混乱を避けるため。 ・ 十分な周知が行われないと、レベル 3 の資産が他金融機関と比較して残高等で大きい金融機関の株価等は、大きな影響を受ける可能性がある。

○質問 9 - 1 【適用時期に関する質問】について

回答	理由
・ 「平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用」することについて、同意しない。 ・ 少なくとも、1 年は後ろ倒し（2021 年度期首から適用。2021 年度末から可能とする）してほしい。	・ 多額の金融資産を有する銀行において、事務フローの確立やシステム対応（要件の確定と開発・検証）に、相応の時間を要するため。 ・ 銀行はデリバティブ商品を顧客に提供する立場でもあり、顧客に時価情報を分かりやすく提供・説明できる体制も整えなければいけないため。

○質問 11【その他】について

回答	理由
・企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」の開示例 25 頁で、以下 2 点について変更した理由は何か。評価方法の変更を要求するものでないのであれば、その点を明示されたい。 ➤営業貸付金 （現行）：貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。 （公開草案）：貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの<u>割引</u>現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた<u>割引現在価値</u>により時価を算定している。 ➤銀行業における預金 （現行）：要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出している。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いている。 （公開草案）：要求払預金については、<u>支払が要求される可能性のある最も早い日から、当該支</u>	・記載変更理由の明確化のため。 ・また、現行の貸倒懸念債権等の時価は、左記に記載のとおり、簿価より貸倒見積額を控除した価額としている。 適用指針の変更の趣旨が、貸倒懸念債権以下の営業貸付金もすべからくキャッシュ・フロー等より時価を算出することを求めるということであるならば、それ相応の準備期間（システム改修等）を必要とするため。

<u>払われる金額を割り引いて現在価値を算出している。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定している。割引率は、市場金利を用いており、算定された時価はレベル2の時価に分類している。</u>	
---	--

以 上